

奄美市エネルギー価格高騰対策支援金 申請要領

令和4年9月26日

【問い合わせ先】

奄美市商工政策課

TEL:0997-52-1111(内線 5303・5304)

1. 奄美市エネルギー価格高騰対策支援金とは

原油価格高騰の影響を受けた市内事業者に、エネルギー価格の高騰に応じた奄美市エネルギー価格高騰対策支援金を交付し、事業継続を支援します。

(※) エネルギー価格……燃料費（ガソリン、灯油、軽油又は重油の購入に係る経費に限る。）、電気料金及びガス（プロパンを含む。）料金

2. 申請要件

(1) 給付対象要件

以下の①～③全てを満たすもの。

- ① 令和4年9月30日時点で奄美市内に本社又は主たる事業所を有している法人または個人事業主であり、今後も事業を継続する意思があること。

(※) 個人事業主で事業所を有さない場合（フリーランス等）は、上記に加え、令和4年9月30日時点において奄美市の住民基本台帳に記録されていること。

- ② 公共法人、暴力団関連、政治活動や宗教活動に関する事業ではないこと。
 - ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと。
-

3. 支援金額

支援金額 = (対象月に事業で使用したエネルギー価格 - 比較月に事業で使用したエネルギー価格) × 10

上限額：法人 10 万円、個人事業者 5 万円

(※) 千円未満切り捨て

(※) 対象月：令和4年 1 月から同年 10 月までのうち、いずれか任意の月。

(※) 比較月：対象月の前年の同月。

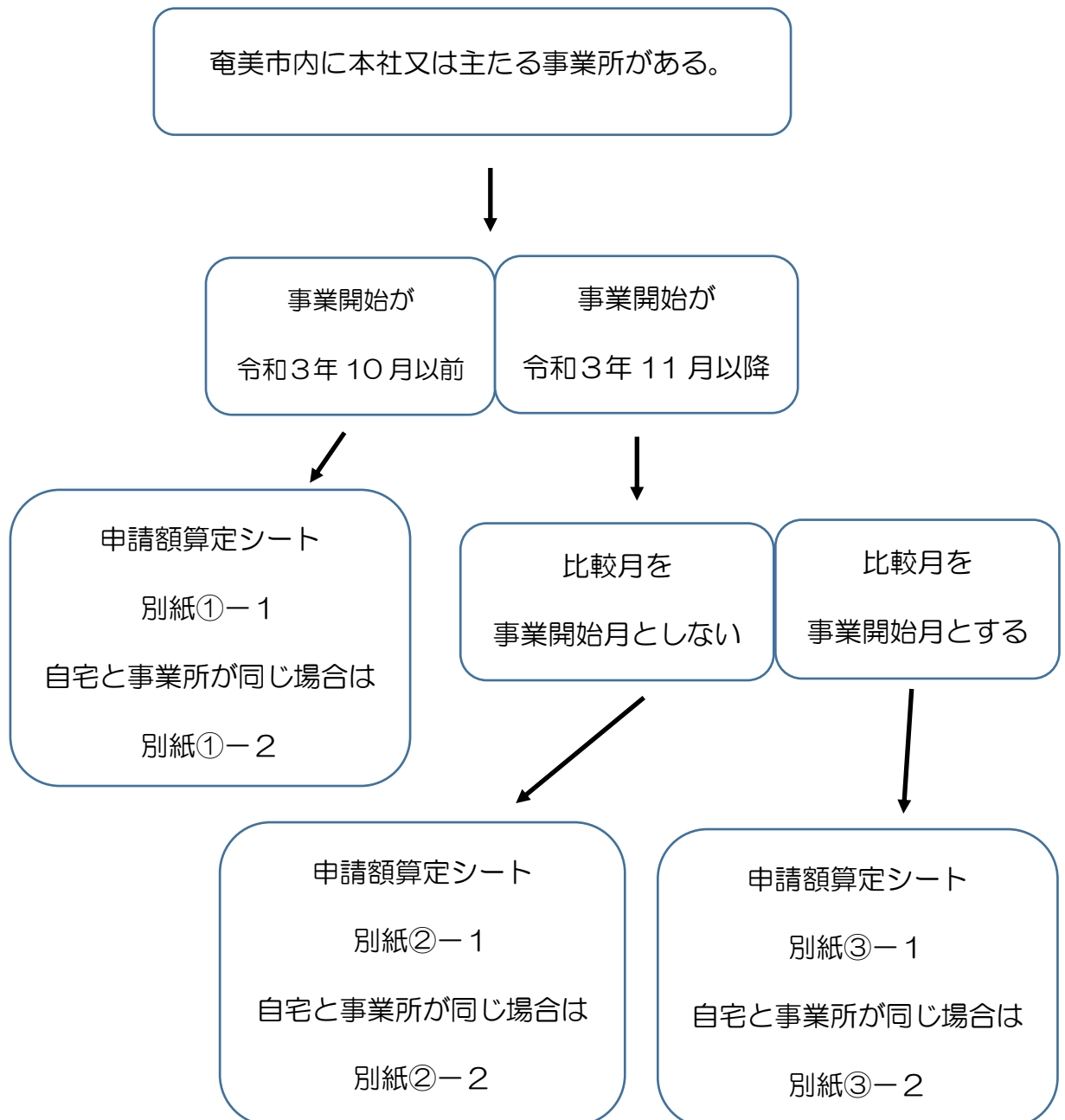
(※) 複数の店舗をもつ事業者においても、事業者ごとに 1 回の申請となります。

(※) 新規開業者（令和3年 11 月以降に事業を開始した方）については、新規開業者特例で申請することができます。

・別添の申請額算定シートに記入していただくことで支援金額を確認することができます。

申請額算定シートは要提出です。

申請額算定シートについては、下記のフローチャートでご確認下さい。



4. 申請について

(1) 申請期間：令和4年10月18日（火）～12月28日（水） ※当日消印有効

(2) 申請方法：原則、郵送での申請

(3) 申請書提出先

〒894-8555 奄美市名瀬幸町25-8 奄美市商工政策課 宛

(※) 封筒には「奄美市エネルギー価格高騰対策支援金申請書 在中」とご記載下さい。

(4) お問い合わせ先

奄美市商工政策課 0997-52-1111 （内線 5303・5304）

(5) 申請書類の入手方法

A 奄美市ホームページからダウンロード

B 以下の奄美市役所担当部署での受け取り

名瀬総合支所商工政策課，住用総合支所産業建設課，笠利総合支所産業振興課

5. 申請書類

【法人の方（令和3年11月以降に事業を開始した法人も含む）】

(1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 誓約書（様式あり）

(3) 対象月及び比較月に事業で使用したエネルギー価格が確認できる書類の写し（請求書、もしくは領収証）

(※) 請求書、領収証がない場合は、事業で使用したエネルギー価格が確認できる帳簿等の写しを提出してください。

- (4) 履歴事項全部証明書（発行日が令和4年9月30日以降のもの）の写し
- (5) 法人名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し
 - (※) 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの（通帳を開いた1・2ページ目等）
 - 紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

- (6) 申請額算定シート（別紙のうちから、該当のものをご記入ください）
- (7) 請求書（様式あり）

【個人の方（令和3年10月以前に事業を開始した方）】

- (1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- (2) 誓約書（様式あり）
- (3) 対象月及び比較月に事業で使用したエネルギー価格が確認できる書類の写し（請求書、もしくは領収証）
 - (※) 請求書、領収証がない場合は、事業で使用したエネルギー価格が確認できる帳簿等の写しを提出してください。
- (4) 比較月を含む確定申告書（青色申告・確定申告書別表一を含む）の写し、及び所得税青色申告決算書（2枚）の写し
 - (※) 確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。
 - (※) 収受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表〉

〈所得税青色申告決算書〉

○上記を提出できない方については、以下のどちらか。

- 比較月を含む確定申告書（白色申告・確定申告書第一表）の写し、及び収支内訳書の写し。
- 比較月を含む市民税申告書の写し、及び収支内訳書の写し（受付印もしくは提出年月日の印字があるもの）

（※）確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付すること。

（※）收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び収支内訳書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表 ※白色申告〉

〈市民税申告書〉

(5) 個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

(※) 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの
(通帳を開いた1・2ページ目等)

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(6) 申請額算定シート (別紙のうちから、該当のものをご記入ください)

(7) 本人確認書類の写し

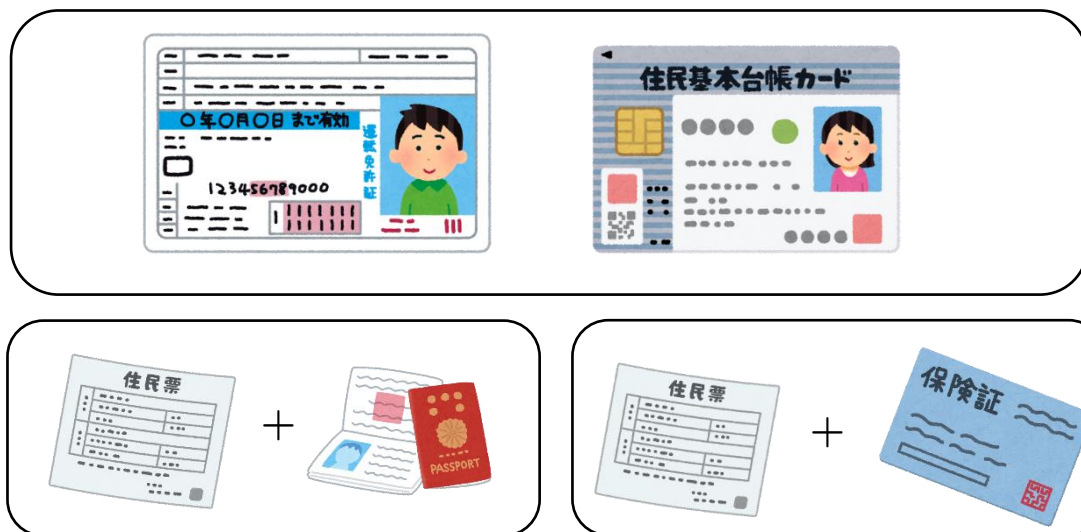
本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例) ・運転免許証 (両面) ※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能

- ・個人番号 (マイナンバー) カード (住所・顔写真表示の表面のみ)
- ・写真付きの住民基本台帳カード (表面のみ)
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 (在留の資格が特別永住者のものに限る) (両面)
- ・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- 住民票及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- 住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



(8) 請求書（様式あり）

【新規開業の個人の方（令和3年11月・12月中に事業を開始した方）】

- (1) 申請書（様式あり） ※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。
- (2) 誓約書（様式あり）
- (3) 対象月及び比較月に事業で使用したエネルギー価格が確認できる書類の写し（請求書、もしくは領収証）
(※) 請求書、領収証がない場合は、事業で使用したエネルギー価格が確認できる帳簿等の写しを提出してください。
- (4) 事業を開始した月を含む確定申告書（青色申告・確定申告書別表一を含む）の写し、及び所得税青色申告決算書（2枚）の写し

(※) 確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

(※) 収受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字）又は e-Tax の「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、収受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表〉

The image shows the '確定申告書第一表' (Form 1) for the year 2023. It is a large, complex grid-based form with multiple columns and rows, used for reporting various types of income and expenses. The form is titled '令和5年分の確定申告書の申告書B' and includes sections for personal information, income, and deductions.

〈所得税青色申告決算書〉

The image shows the '所得税青色申告決算書' (Form 2) for the year 2023. It is a detailed financial statement form for sole proprietors, consisting of multiple tables and sections for reporting business income, expenses, and tax calculations. The form is titled '令和5年分所得税青色申告決算書(一般用)'.

○上記を提出できない方については、以下のどちらか。

- 事業を開始した月を含む確定申告書（白色申告・確定申告書第一表）の写し、及び収支内訳書の写し。
- 事業を開始した月を含む市民税申告書の写し、及び収支内訳書の写し（受付印もしくは提出年月日の印字があるもの）

(※) 確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

(※) 收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）
 又はe-Taxの「受信通知」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び収支内訳書の控えを用いる事ができます。

〈確定申告書第一表 ※白色申告〉

〈市民税申告書〉

(5) 個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

(※) 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの
 （通帳を開いた1・2ページ目等）

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(6) 申請額算定シート（別紙のうちから、該当のものをご記入ください）

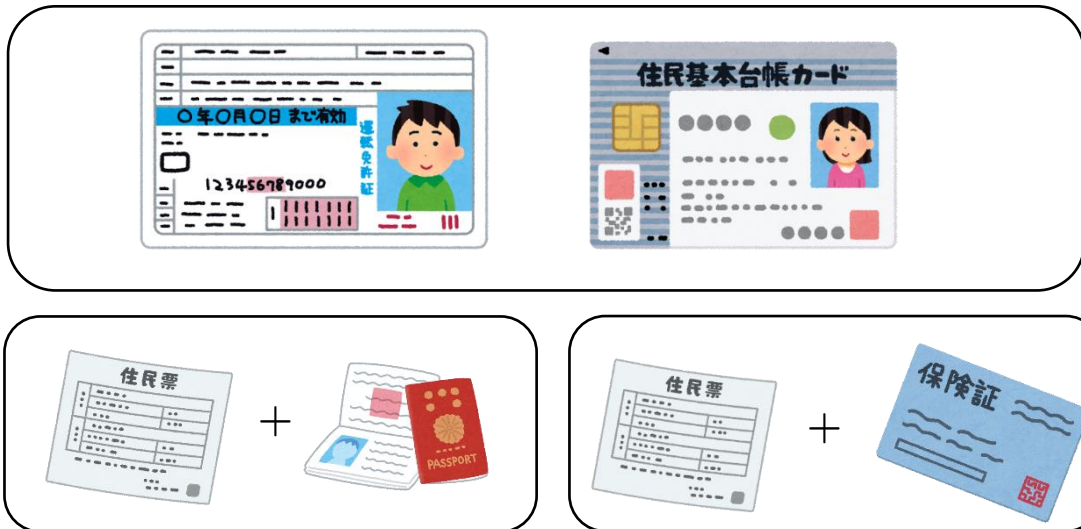
(7) 本人確認書類の写し

本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

- (例) ・運転免許証（両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能
- ・個人番号（マイナンバー）カード（住所・顔写真表示の表面のみ）
- ・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）
- ・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- ・住民票及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- ・住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



(8) 請求書（様式あり）

【新規開業の個人の方（令和4年1月以降に事業を開始した方）】

(1) 申請書（様式あり）※連絡先は、日中必ず連絡が取れる電話番号をご記入ください。

(2) 誓約書（様式あり）

(3) 対象月及び比較月に事業で使用したエネルギー価格が確認できる書類の写し（請求書、もしくは領収証）

(※) 請求書、領収証がない場合は、事業で使用したエネルギー価格が確認できる帳簿等の写しを提出してください。

(4) 比較月から事業を行っていることが確認できる書類（開業届の写し等）

(5) 個人事業主名義の通帳のうち振込口座が分かるページの写し

(※) 銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの（通帳を開いた1・2ページ目等）

電子通帳のコピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの 等

(6) 申請額算定シート（別紙のうちから、該当のものをご記入ください）

(7) 本人確認書類の写し

(※) 本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれかの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例) ・運転免許証（両面）※返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能

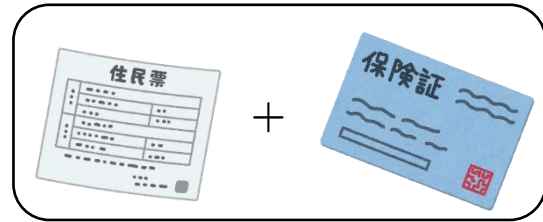
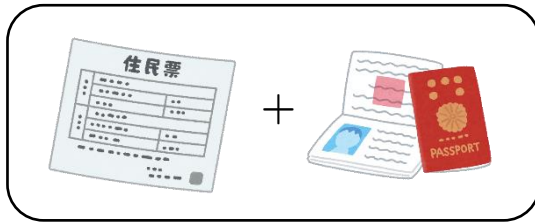
・個人番号カード（表面のみ）

・写真付きの住民基本台帳カード（表面のみ）

・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面） ・ 障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- 住民票及びパスポートの両方※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- 住民票及び各種健康保険証（両面）の両方



(8) 請求書（様式あり）

6. その他

- (1) 申請受付後、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定し、その旨を奄美市エネルギー価格高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書でお知らせします。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けた者に対し、その決定通知を取り消し、又は既に受領した支援金の返還を命じることがあります。